

固定資産税について

固定資産税とは

固定資産税は、毎年 1 月 1 日に、土地・家屋を所有している人が、その価格をもとに算定される税額を納める税金です。

固定資産税を納める人

土地

土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

家屋

建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人

固定資産税の税率

税率 1.4% (標準税率)

納期

毎年5月 10 日頃に市から送付する納税通知書により次の納期に納めていただきます。

6 月 5 日(第 1 期) / 8 月 5 日(第 2 期) / 10 月 5 日(第 3 期) / 12 月 5 日(第 4 期)

※納期限日が土曜日・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1

掛川市役所 資産税課

電話: 0537-21-1137